

国民健康保険運営協議会委員 様

松本市長 臥雲 義尚

国民健康保険運営協議会の書面会議での回答について

国民健康保険運営協議会の書面会議で提出されたご意見・ご質問について、下記のとおり回答いたします。

記

1 国民健康保険運営協議会の意見・質問への回答

No	項目	意見・質問	回答
1	令和 2 年度 国民健康保 険特別会計 決算状況に ついて	<p>松本市の国保運営の今後の見通しとして、安定路線で維持していくことができるでしょうか。ポストコロナを見据えた準備が大切だと思います。(A 委員)</p> <p>保険給付費の減少が受診抑制による疾病の重症化につながらなければと思います。(F 委員)</p>	<p>今後、国民健康保険の財政状況は、令和 5 年度まで大きな負担が生じる見込みです。これは、団塊の世代が 7 5 歳の後期高齢者医療制度へ移行するまでは、国民健康保険でその医療費を分担することになるためです。</p> <p>ポストコロナの対応として、重症化する前に医療に結び付くようにする保健事業の充実と、保険税等の財源を確保することが重要な取り組みとなります。</p>
		<p>コロナ禍の中での受診件数の減少等の要因もあり、黒字額の増加であるが、被保険者数、世帯数の減少、1 人当たり費用額の減少の中、今後 1 人当たり費用の増加があった場合の対応等を注視してもらいたい。(D 委員)</p>	<p>コロナ禍の中で、医療費減と納付金の精算により黒字決算となりました。</p> <p>ご指摘のとおり、1 人当たりの医療費が増加することは十分に予測されるため、予断を許さない状況です。</p> <p>今後の医療費の動向を注視してまいります。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>単年度収支が数年ぶりに黒字になったことはプラスに評価できるところではあるが、その要因がコロナ禍による受診抑制や国庫支出金によることが大きいことを見ると「喜ばしい」状況ではないと思う。(G委員)</p>	<p>コロナ禍の中で、医療費減と納付金の精算により黒字決算となりました。 しかしながら、一時的な要因が大きく予断を許しません。</p>
		<p>基金6億3200万円、令和2年度黒字7億4800万円黒字決算でとても良かったと思います。(H委員) 決算状況は、順調であると評価できる。(G委員) 実質的な黒字決算となったことは大変良かったと思います。(I委員) 黒字決算になって、財源もあるのは良いと思います。(K委員) まだまだ、先の見えないニュースばかりですが、黒字決算の財源に安心しました。(J委員) 報告内容承認します。コロナによる受診抑制等の要因があるとはいえ、黒字決算を計上し将来の国保財政の安定化に寄与できたことは評価します。(L委員)</p>	<p>令和2年度が黒字決算となったことは、担当課としても正直一安心したところですが、制度の県域化以降、県が示す納付金を賄える保険税率でない収支均衡を保てません。 今後も、医療費や市民の所得状況等の動向を注視し、安定した国保事業の運営ができますよう真摯に取り組んでまいります。</p>
		<p>決算状況の概要の中で、保険料水準の県内統一、保険給付と保険料の平準化」との具体的なありようがどのようなのか説明してほしい。例えば、一番高い保険料の市町村と一番低い市町村との平均値をとるようになるのか。 松本市の場合は、現在より低い税額になるのか低い市町村は高い税額になるのか。(G委員)</p>	<p>長野県では、「長野県国保税(料)の統一に向けたロードマップ」(別紙)を策定し、将来の保険料(税)水準等の統一に向けて、現在、市町村と検討が行われております。 現在、松本市、長野市及び上田市がある医療圏を除く県内7医療圏で、医療圏毎の整理を考えております。松本医療圏を含む3つの医療圏は、医療費水準が県平均より高いため、現状のままとなりますが、令和8年度までに具体化していく予定です。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>コロナ禍は現在も危機的状況であり、収束の見通しもたないことから、加入者の経済状況もより悪化する傾向もあると思われる。(G委員)</p>	<p>今後も厳しい経済情勢が続き、国保加入者の経済状況もより悪化することが見込まれます。 被保険者の生活に寄り添いながら、適切に医療につなげられるような支援と共に、国保税の財源確保のため、納税相談、財産調査、滞納処分を適切に行なってまいります。</p>
		<p>大幅な黒字決算を機に、保険税の減額改定をする方向での検討をしてほしい。(G委員)</p>	<p>今回の黒字決算は、納付金の精算が大きな要因で、恒常的な黒字を見込めるものではありません。受診件数の減少による医療費の減少も、今後、コロナ対応が進む中で増加傾向が予測されます。 また、医療費に合わせ納付金の増加も見込まれるため、今後も予断を許さない状況です。 保険税の減額改定は、松本市の大きな課題です。医療費の動向や納付金の算定、被保険者の加入状況等による今後の財政見通しを踏まえて考えていきます。</p>
		<p>本資料では、特定健診の受診状況がわかりませんが、診療控えによる保険給付費が5億円減少したとのことについて、今後、持病等の重症化により給付費の急増も懸念されますので、一層の健診受診対策を進めていただくことが重要と考えます。(B委員)</p>	<p>令和2年度は、特定健康診査の実施率が新型コロナウイルス感染症の影響で速報値で37.6%、前年と比べて▲4.7ポイント低下しています。 このような状況下で、医療や特定健診、保健事業から遠ざかっている方に、適切な時期に適切な受診をしていただけるように、広報などで周知し、医師会などと連携して、特定健康診査の受診を促していきたいと思っております。</p>
		<p>資料1ページの2 決算概要(1)総括「翌年度へ繰り越さなければならぬ財源はありませんので」とはどういう意味かわかりません。(G委員)</p>	<p>地方自治法では、「各会計年度における歳出(支出)には、その年度の歳入(収入)を充てなければならない」という「会計年度独立の原則」を定めています。 例外として、次の3つの事情が認められていますが、松本市国民健康保険特別会計では、これらに当たる経費が存在しないため、翌年度へ繰り越さなければならぬ財源はありません。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>1 継続費通次繰越額 複数年度に設定した継続費の各年度の執行残額について、最終年度まで通次繰り越して執行する経費。</p> <p>2 繰越明許費繰越額 事業の性質上、又は予算成立後の事由により年度内に支出を終わらない見込みのものについて、予算で限度額を定めることにより、翌年度に限り繰り越して使用することができる経費。</p> <p>3 事故繰越し繰越額 避けがたい事故のために年度内に支出が終わらなかったものを翌年度に繰り越して使用する経費。</p>	<p>平成30年度国保制度改革により、都道府県が財政運営の責任主体となり、保険給付は市町村で行い、都道府県が給付に必要な費用を全額市町村に交付します。 したがって、保険給付費等交付金については、保険給付費に応じて増減する仕組みとなっております。</p>
2	令和2年度国民健康保険税収納状況について	<p>収納率UPは、担当者の並々ならぬ努力の成果と併せて、コロナ禍による僥倖ということもあり今後は楽観できません。(A委員)</p> <p>94%に迫る収納率を確保できたことは、コロナ減免等を要因としてありますが、(平成27年度以降の)収納率増加は、まずは職員の皆さんの収納対策の成果であると感じます。(B委員)</p>	<p>令和3年度以降も、厳しい経済情勢が続くことが予想されます。納税相談、財産調査、滞納処分を強化する中で、引き続き税収の確保に務めます。</p> <p>現状の収納率に満足することなく、令和3年度も、前年度を上回る収納率を目指していきます。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>滞納分については、年々改善されていることが解りますが、今後の収納見通しと収納率を上げる対策をどの様に考えていますか。(C委員)</p>	<p>令和3年度は、前年度の収納率を上回りましたが、県平均を下回っている状況です。コロナ禍の経済状況が続く中、今後は更に収納率を向上させることは、難しくなると想定しております。長野県地方税滞納整理機構へ徴収困難事案の移管、県税事務所の併任徴収、各種研修会への参加をし、徴収技術の向上を図る等の対策を行ってまいります。</p>
		<p>コロナ減免、10万円の給付などにより、収納率が昨年を上回ったとのことだが、令和3年度もコロナ禍の状況下、収納率が減少しないよう運営してください。(D委員)</p> <p>努力の結果ですね。(F委員)</p> <p>収納率も上回り良かったですが、コロナ減免措置や定額給付金の支給がなくても、安定した財源であって欲しい。滞納も多いですね。(I委員)</p> <p>保険料の納付率が全国92.92%、長野県は95.15%。松本では、収納率が上回り93.81%。保険課の皆さんの努力と思います。(J委員)</p> <p>報告内容承認します。令和2年度の収納率が、現年度分、滞納繰越分とも過去11年で最も高い率であり、評価します。(L委員)</p>	<p>令和3年度も収納率が向上するように滞納整理を進めてまいります。</p>
		<p>短期保険証、資格証明書の発行状況はどうだったか(G委員)</p>	<p>令和2年度の短期保険者証の発行世帯は1,045世帯、資格証明証は1世帯となっています。</p>
		<p>全体として、収納率が改善したことは評価できる。(G委員)</p>	<p>低所得者層を含め、税の公平性を確保するためにも加入や財産状況に応じて、対応してまいります。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>所得が100万円から300万円の層での改善がみられるが、1人10万円の定額給付が寄与しているとはいえ、依然として低所得者が厳しい状況にあることがみられる。(G委員)</p>	<p>加入世帯の約3割、調定額の約44%を占める100万円から300万円の所得者層の収納率の向上が、全体の収納率の引き上げにつながるものと考え、強化を継続します。</p>
		<p>収入未済額の推移、調定額がどのように調整されるか？(H委員)</p>	<p>令和2年度に課税された現年度分、令和元年度以前に課税された滞納繰越分の調定額で、納付がなかったものは収入未済額となります。これについては、令和3年度の滞納繰越分として調定をして、徴収を続けます。</p>
		<p>不納欠損額がどのような場合に調整されるか？(H委員)</p>	<p>不納欠損については、滞納処分する財産がない等法律に定める事由に該当する場合、執行停止をしてから3年を経過した場合、調定から欠損処理をすることとなっております。</p>
		<p>更なる収納率の向上を図るには、やはり、保険料の減額が必要ではないか。(G委員)</p>	<p>保険税の減額については、国保財政運営とのバランスを見据える中で、考えていきます。 保険税の減額改定は、松本市の大きな課題です。医療費の動向や納付金の算定、被保険者の加入状況等による今後の財政見通しを踏まえて考えていきます。</p>
3	<p>新型コロナウイルス感染症への対応と制度改正について</p>	<p>コロナ禍の中、収入の減少がある人に対する減免、徴収猶予等の対策、審査が不公平にならないよう実施し、国民健康保険税のコロナ減免を周知させてください。(コロナにかかった人や生活弱者に対する徴収猶予も含む) (D委員)</p>	<p>コロナ減免につきましては、国の基準に基づき公平な審査をするとともに、ホームページ、広報、リーフレット及び納税通知書や封筒に掲載し周知しております。 今後も掲載を続けるとともに、生活困窮者等の窓口相談の際には、積極的にご案内をして、機会がある毎に周知を図っていきます。また、現在、納付が困難な方も、減免と同様に周知するとともに、納税相談を通じて、徴収猶予についても相談をさせていただいています。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>コロナウイルスに対する減免はとても良い取組みと思っています。</p> <p>収入の減っている時は保険料は大きな支出だと思います。(J委員)</p>	<p>コロナ減免につきましては、国の基準に基づき公平な審査をするとともに、ホームページ、広報、リーフレット及び納税通知書や封筒に掲載し周知しています。</p> <p>今後も掲載を続けるとともに、生活困窮者等の窓口相談の際には、積極的にご案内をして、機会がある毎に周知を図っていきます。</p>
		<p>令和2年度の健康フェスティバルは感染拡大防止のため中止となったとされていますが、令和3年度は、予算段階からゼロ査定となっています。手弁当で行う様な当行事は、コロナ後に再開される事を希望します。(E委員)</p>	<p>健康フェスティバルについては、実行委員会において中止を決定しています。</p> <p>コロナ禍の状況を踏まえながら、令和4年度以降の健康フェスティバルの在り方について、今後、健康フェスティバル実行員会で協議してまいります。</p>
		<p>今のところ松本市の変異型ウイルスによる感染が20名を超えることになり残念です。資料のとおりで良いと思います。</p> <p>オンライン会議については、ZOOMでいかがですか。(H委員)</p>	<p>国保被保険者のみならず、対面手続きや押印等をより簡素な手続きで行えるように、今後もデジタル化や簡素化に取り組んでいくこととしております。</p>
		<p>年を重ねて、いよいよ不治の病にかかってしまい、この月に集中的に検査や投薬をしました。結果は心配なかったです。</p> <p>後日、市役所から高額療養費自動給付手続きのお知らせが届き、手続きを済ませました。一般外来の治療でも自己負担が軽減されたこと、「入院しなくていいの」と私の認識不足でしたが、わずかな金額でしたが感謝して、いただきました。手続きが早かったです。(I委員)</p>	<p>今回お手続きいただいた高額療養費の自動給付手続きは、全年齢に拡大する前の手続きでしたが、今年4月から開始した自動給付の対象拡大により、申請し忘れによる支給漏れが発生しなくなります。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>今後もウイルスの「新型」が続出すると心配されています。今回のコロナの教訓を活かす対応策を準備しましょう。具体的には、市立病院の態勢強化です。(A委員)</p>	<p>松本市立病院は、新型コロナウイルス感染症の重点医療機関として、発熱外来の設置や、受入れ病床を最大37床まで拡大するなど対応に当たってきました。</p> <p>また、令和3年9月中旬から、感染力及び病原性の極めて高いデルタ株に対応するため、重症化リスクを低減する抗体カクテル療法の専用病床を開設しました。</p> <p>今後も、感染の拡大に合わせ、受入態勢の強化を図りながら対応に当たってまいります。(病院局)</p>
		<p>適正なものと考えます。(F委員)</p> <p>報告内容承認します。新型コロナウイルス感染症拡大抑制のために、実践的で柔軟な対応を迅速になされることを希望します。(L委員)</p> <p>引き続き、きめ細かい、かつ迅速な対応を要望します。(G委員)</p>	<p>感染拡大抑制のためには、ワクチンの接種が有効であることから、1人でも多くの皆さんに接種していただけるよう、医療機関の協力を得て、ワクチン接種を進めてまいります。</p> <p>また、市民の皆さんには、引き続き、マスクの着用・手洗い等の感染予防に努めていただきますよう周知してまいります。(健康づくり課)</p>
4	その他	<p>市は、DX、デジタル化に力を入れているとしています。マイナンバーカードの保険証としての利用が本格的に進められます。デジタル化について、「利便性の向上による質の高い福祉の提供」等と説明されています。利便性の向上については、評価できる部分もあるが、「福祉の向上」については、具体性に欠けており、よく考える必要があると思う。(G委員)</p>	<p>マイナンバーカードの保険証利用については、マイナンバーカードをお持ちの方が、医療機関などで、登録されている情報を取得・提供できるというものです。</p> <p>今後の普及により、市民にとってより利便性の高い仕組みとなっていくことを期待しております。</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>松本市の国保事業の今後について、国保税が他の保険制度と比べて、かなり負担が大きい点や国保の運営主体が県に移行したことによって、市町村の独自性が失われた点等現状は、多くの問題があると思います。加入者の負担を軽減し、安心して医療を受けられる制度に改善することが真の意味で「質の高い」ということではないかと考えます。長野県で一番高い松本市の国保税(中核市62市の中でも28番目と高い水準にある)を軽減改定する方向性を決めてほしいと思う。(G委員)</p>	<p>この度の制度改正では、国保制度を持続可能な制度としていくための必要な仕組みを構築しました。人口構成の変化や社会のあり様に柔軟に対応していくための必要な改正だと考えます。</p> <p>加入者の負担軽減に関しては、仕組み上、利用に応じた負担とならざるを得ないことから、ご指摘のとおり高い負担となっておりますが、国が進めている保険料水準の統一により、将来的には県内で医療費を均すことで、県全体で医療費を負担し合う仕組みに変わっていくものと思われまます。</p> <p>保険税の減額改定は、松本市の大きな課題です。医療費の動向や納付金の算定、被保険者の加入状況等による今後の財政見通しを踏まえて考えてまいります。</p>
		<p>国民健康保険県域化に伴い、松本市は、他の市町村との関係で公平な負担による制度の継続性をどのように考えているのか、松本市は公平な負担についてどう思っているのか) (D委員)</p>	<p>国民健康保険の仕組み上、利用に応じた負担とならざるを得ないことからご指摘のとおり、他の市町村と比較して、高い負担となっております。</p> <p>現在、国が進めている保険料水準の統一により、将来的には県内で医療費を均すことで、県全体で医療費を負担し合う仕組みに変わってくるものと思われまます。</p>
		<p>引き続き、ワクチン接種を積極的に対応されることを希望します。(L委員)</p>	<p>国、県と連携して、できるだけ多くの方に接種していただけるよう、今後も進めてまいります。(健康づくり課)</p>

No	項目	意見・質問	回答
		<p>コロナワクチンの65歳以上の接種率が86.1%となっていますが、接種出来ていない、又は接種しない要因は確認出来ていますか？対策は考えていますか？（C委員）</p>	<p>高齢者については、1回目接種済者及び接種予定者を含めると、90%を超える状況です。 ワクチン接種につきましては、ご本人の意思で接種を希望されない方、基礎疾患等で接種を控える方等もいますが、できるだけ多くの方に接種していただけるよう、医療機関、地区民生委員等と連携しながら、正しい情報発信や周知に努めてまいります。（健康づくり課）</p>
		<p>松本市健康づくり推進員連合会には、松本市35地区に825名の会員を持ち健康維持に努力をしています。松本市民1人ひとりが健康になる指導を心がけています。（H委員）</p>	<p>健康づくりの普及・啓発のため、日々地道に取り組んでいただいております。現在のコロナ禍では、活動もままなりません。今後もよろしくお願ひします。</p>
		<p>規則改正について、早速の対応に敬意を表します。（A委員）</p>	<p>今後も必要な規則整備等に取り組んでまいります。</p>

2 その他

いただきましたご意見等については、今後の施策に反映させてまいります。